

すべての運動が楽しくなる！

無料体験受付中！

スタジオじゅう体操教室

体操教室では、運動能力向上を目的とし、ボール運動・縄跳び・器械体操・簡単なトレーニングなど様々な種目に挑戦します。運動の基本である体操は読んで字のごとく「体」を「操る」ことです。まず運動を楽しむために自分の体を自由自在に動かしてみませんか？また、勉強と同じように運動の構造を理解し、自分の達成したい運動に取り組む「自主性」「創造性」も育みます。

対象：キッズクラス（年中・年長）

ジュニアクラス（1～4年生）

育成クラス（1～6年生）

時間：キッズクラス 9：15～10：00

ジュニアクラス 10：05～10：55

育成クラス 11：00～12：00

場所：弓庄コミュニティスポーツセンター体育館
（上市町横越1-7）

受講料：4,700円/月3回

初回時には、会員登録費3,000円・年会費6,000円・2ヵ月分の月謝を口座振替にて納入いただきます。保険料は、800円/年（希望者のみ）

※お休みされた場合の振替は行っておりませんのでご了承ください。

（指導者プロフィール）

（名前）高橋 大和

（出身）青森山田学園（中、高）
富山大学人間発達科学部

（実績）

全日本ジュニア体操競技選手権大会
跳馬（跳び箱）3位入賞

全日本学生体操競技選手権大会
2部 ゆか（マット）優勝
跳馬（跳び箱）2位入賞



スタジオ
じゅう

お問い合わせはこちら

TEL 080-8996-2875

E-MAIL info@studio-jyuu.com

住所 〒930-0423

中新川郡上市町野島4-3

NPO法人じゆう会員誓約書・申込書

私は、「NPO法人じゆう会員規約」に記載されていることを遵守し、クラブに新規入会(または継続)受講の申込みをいたします。
また、活動中に際しての万一の事故の場合、クラブに対し加入の保険以上の請求はいたしません。

記入日	令和 年 月 日	新規入会 ・ 継続 ※どちらか○で囲ってください
会場	弓庄コミュニティーセンター ・ メルシー ※どちらか○で囲ってください	
園名		年中 ・ 年長 ※4月からの所属で記入
小学校名		小学()年生 ※4月からの所属で記入
ふりがな		男 ・ 女
氏名		
生年月日	平成 年 月 日 (歳)	
保護者名	Ⓜ	
住所	(〒 -)	
電話番号	() -	
緊急連絡先電話番号	続柄 ()	
保険加入	希望の場合は、別途800円がかかります。 希望する ・ 希望しない ※どちらか○で囲ってください。	
Tシャツサイズ	(110 120 130 140 150 S) 継続で申し込まれる方は、2,000円(税込)が別途がかかります。	

NPO 法人じゅう会員規約・免責事項

第1条 (本規約の範囲)

本規約はNPO 法人じゅう（以下「当法人」といいます）が提供するサービス（クラブおよび教室）に関し、会員及び加入条件を規定したものです。

第2条 (会員)

- 1、 当法人が定める「会員」とは本規約を承諾の上、規定の入会手続きを完了後、当法人で承認した方とします。
※1
- 2、 当法人が会員として承認することを不相当と判断した場合、入会の承認を行わない場合があります。また、承認後であっても取り消しを行う場合があります。
- 3、 会員の期間は退会や取り消しができない限り永年です。

第3条 (免責)

- 1、 スポーツ保険は希望者のみ加入しますが、怪我その他の事故について、当法人に故意または重過失がない限り、責任を負いません。
- 2、 クラブおよび教室時間外・外部での事故について当法人は、責任を負いません。

第4条 (クラブおよび教室の年間回数)

- 1、 1年間でのクラブおよび教室開催は36回とします。※2
- 2、 当法人講師、園、その他利用施設の都合等でクラブおよび教室が中止になった場合はクラブおよび教室開催を別日に振替させていただきます。
- 3、 別日の振替によって生じた、会員の欠席に関して当法人は責任を負いません。

第5条 (受講料等の免除・返金)

- 1、 原則、クラブおよび教室を欠席されても、受講料の返金はありません。
- 2、 当法人クラブおよび教室以外でのケガによる欠席、ケガ・病気による入院などでの欠席は対象となりません。

第6条 (休会)

- 1、 休会の手続きは当法人へ電話連絡、もしくは講師へ直接伝えてもよろしいですが、その月に1度でもクラブおよび教室に参加していた場合は受講料が発生いたします。
- 2、 休会期間中、受講料は発生いたしません。

第7条 (退会)

- 1、 退会の手続きは当法人へ電話連絡、もしくは講師へ直接伝えてもよろしいですが、その月に1度でもクラブおよび教室に参加していた場合は受講料が発生いたします。
- 2、 退会手続（連絡）は月末までとします。月初めの受付ですと、その月の受講料が発生し退会は翌月の扱いになります。

第8条 (本規約等の改定)

当法人は、いつでも本規約等を改定することができるものとします。改定後の本規約等は当法人が会員に配布したときに効力を生じ、利用者が本規約等の改定後にクラブおよび教室を利用した場合は改定後の本規約等に同意したものとみなします。

※1 初回に限り会員登録料として3,000円を徴収いたします。退会等による返金はいたしません。

※2 諸事情、開催曜日により36回より少ない回数で設定する場合があります。

以 上